フォーム名:
「清瀬市まちづくり基本条例」に基づく市民提案募集

受付番号:
EB00001409

▼ Q1. 題名
委員会の運営について（その1）

▼ Q2. 現状及び課題点
議事録の作成及び公開について（6/30委員会を傍聴して）
1.議事録の作成について議論されていたが、作成意義を無視した議論に失望した。作成の意義がまちづくり基本条例（以下条例）に沿って、また議会議事録等を参考にした議論がなされていない。

▼ Q3. 提案内容
1.「市民がまちづくりの主体であり、参画する」（条例前文）：提案者自身及市民が提案についてどのような議論がされたのかを議事録などで承知しなければ参画できない。
2.議会では議案、請願、陳情等について一字一句議事録及び議会映像配信で市民に公表している。また、委員会も概ね審議を議事録として公表している。まちづくり委員会は「委員会次第」が掲載されるだけで提案に関する審議の内容が公　　表されない。
3.「市民から寄せられた意見の対応について、市民に説明する。聞きっぱなしにしない」（条例8条）：提案は提案者に対し「担当部署扱い」として回答があるだけで提案者が納得する説明などされていない。
　また、提案者への回答が半年～1年後にあるが、「市長へお手紙は」回答期限を定めている。少なくとも提案受理の通知は1週間以内に提案者に通知すべきです。条例以前の社会常識です。提案が集まらない原因の一つです。

▼ Q4. 見込める成果

1.まちづくり委員会の役目は「市民の提案及びこの条例が適正に運用されているかをそれぞれ審議し、その結果を市長に提言する」（条例9条）と定められています。委員会自らが模範となって、条例を適正に理解し条例に沿って広報、提案等　の審議をすることで市の活性化かが図られます。委員会の最も重要な規定です。